

# 神戸での留学を考える外国人学生向けウェブサイト 保守・運用および機能・項目追加等業務委託仕様書

## 1. 事業の目的

神戸での留学を考える外国人学生向けの情報(大学情報・生活情報・支援情報・神戸の魅力等)を広く国外・国内に発信するウェブサイトを経営し、より多くの外国人学生に神戸を留学先として認知、選択してもらうことで、大学等が取り組む外国人留学生誘致を促進するとともに、卒業後は神戸で就職して定着するイメージを持ってもらうことで、若者の市内定着に繋げる。

(参考: 既存サイト「KOBE STUDY ABROAD」<https://www.kobe-studyabroad.jp/ja/>)

## 2. 委託業務の内容

- (1) 「神戸での留学を考える外国人学生向けウェブサイト」(以下、「サイト」という)に関連するサーバやドメインの管理・契約更新やサイトの障害対応等の一連の保守作業を実施
- (2) サイト内コンテンツの管理
- (3) コンテンツの時点修正、追加、新着情報掲載(例: 既存サイト内「information」)  
コンテンツの追加・修正に伴うサイトのデザイン修正やCMSの再構築のほか、各ページにおける挿絵、写真等の差し替え(必要に応じて写真撮影等)を含む。
- (4) 学校情報更新  
すでに掲載されている学校情報の更新(年1回以上)や、必要に応じて掲載学校を追加するほか、例えば、各大学等のHPのNEWS情報を引用・連動するなど、大学等やその学生生活(サークル等)、キャリアサポートの情報をできるだけリアルに伝えると同時に、留学生向けの各大学WEBサイトと本WEBサイトを連携しやすく、かつ連携の価値を高められるような工夫を検討すること(場合によっては、各大学へヒアリング等を実施すること)。
- (5) 「Kobe Note Book」記事、インタビュー記事の追加【※成果連動対象】  
コラム記事の閲覧数を増加させるような内容を取材、調査等により執筆すること。  
神戸市からの掲載依頼(原稿作成は神戸市)があった場合には、翻訳、掲載実務を行う。
- (6) サイト関連SNSの認知度向上【※成果連動対象】
  - ① Kobe Notebook等と連動させ、神戸への興味を喚起する内容を作成、投稿する。
  - ② 神戸への留学可能性のある者への効果的な訴求方法を検討する。例として、質疑応答により交流を生む、SNSの発信を学生と共に行う等、フォロワー数増加策を検討する。
- (7) サイト広報  
リスティング広告、SNS広告 等
- (8) 翻訳業務  
上記(3)～(5)に係る日本語を原文とした翻訳(英語、中国語(繁・簡)等)
- (9) 中国語圏対応【※成果連動対象】
  - ① WECHAT配信等(目安1回/2ヶ月程度、中国語(簡))  
※成果指標である既読数が確保できるのであれば、頻度はこの限りではない。
  - ② 中国語圏へのアクセス増加、プロモーション業務について、必要に応じて中国語圏の留学生動向に関する情報やネットワークを持つ他事業者と協働して実施

#### (10) 地域連携プラットフォームとの連携

令和5年度下期に設立予定の地域連携プラットフォーム\*<sup>1</sup>への移行を予定しているため、管理・運用が容易な仕様とすること。また、学生間、大学間、産官学交流等のための連携交流拠点を設置予定であり、拠点を活用したハイブリッドイベントや地域連携プラットフォームのウェブサイトとの連携など、具体的な連携内容について提案すること。

\*<sup>1</sup> 地域連携プラットフォームとは、神戸の地域経済社会が抱える多様かつ複層的な課題解決に向け、「知(地)の拠点」である大学等の高等教育機関が持つシーズを活用し、産官学共創の取組みの拡充とともに産官学連携体制の一層の強化を目的とした、大学等、産業界、金融機関、行政の新しい共創コミュニティネットワーク。神戸市が展開してきた大学連携事業に加えて、参画大学による産官学共創プロジェクトを実施予定。

#### (11) アクセス解析・対策

定期的なアクセス解析（アクセス国、時間等）およびSEO対策

※一日のアクセス数等の基本情報は神戸市職員も閲覧できるようにすること。

#### (12) そのほか

- ・「事業者と行政」、または「事業者と大学」などによる、成果進捗の確認やより良い見直しのための意見交換の機会を2ヶ月に1回程度以上設けること。  
なお、頻度に関しては神戸市と協議のうえ再検討できるものとする。
- ・留学生本人や留学経験者の意見、知見を取り入れる機会の創出も積極的に検討すること。  
実施形態や頻度は神戸市と協議のうえ再検討できるものとする。
- ・仕様書に定めていない事項または想定と異なることが生じた場合には、神戸市との協議に応じること。

### 4. 神戸市ホームページ作成基準の遵守

「神戸市ホームページ作成事業者用ガイドライン」等の神戸市ホームページ作成に関する各種規程並びに日本工業規格JIS X8341-3:2016「高齢者・障害者等配慮設計指針—情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス—第3部：ウェブコンテンツ」、総務省「みんなの公式サイト運用ガイドライン（2016年版）」を遵守すること。

また、「神戸市ホームページ作成事業者用ガイドライン」等の関係規程については、随時変更する可能性があるため、変更となった場合には、新たな基準を遵守すること。

※なお、全体のページの作成上、上記の遵守が困難な箇所がある場合は、受託者は神戸市と個別に協議すること。

### 5. セキュリティ対策

(1) 別添「ホームページサーバ等確認チェックリスト（第2版）」及びIPA（独立行政法人情報処理推進機構）が示す「ウェブアプリケーションのセキュリティ実装チェックリスト」の項目全てについて対応し、セキュリティレベルが低減することのないよう継続的に取り組むこと。

※ IPA（独立行政法人情報処理推進機構）の「安全なウェブサイトの作り方（改定第7版）」も参考にすること。

(2) 神戸市の「神戸市情報セキュリティ基本方針」及び「神戸市情報セキュリティ対策基準」といった情報化関連規程等を遵守し、必要な対策を講じ続けるシステムとすること。また、

個人情報保護を的確に行うシステムとすること。

- (3) ウェブサイト全ページについて、SSL/TLS 暗号化処理を行うこと。
- (4) 安全なプログラミングを行うとともに、公開前に十分なセキュリティテストを行うこと。
- (5) システムログ及びアプリケーションログを取得し、取得したログの漏えい、改ざん、消去、破壊等を防止できる機能を設けること。また、ウェブサイトへの負担を考慮した上でアクセスログを取得し、神戸市の要請があった場合は、直ちにアクセスログの提示が可能であること。取得したアクセスログについては、定期的に解析すること。
- (6) システムのリカバリに必要なデータのバックアップを各データの特性に応じて行うこと。作成したウェブサイトコンテンツファイル等関連データは、日次でバックアップを取得すること。各バックアップデータ、ジャーナル等により、障害直前のデータを復元できること。
- (7) 管理サーバ及び管理者用端末に対し、ウイルス対策ソフトウェアを、ウェブサイト公開時及び公開後も、常に最新バージョンを適用すること。また、OS及びCMS等関連ソフトウェアに対しても、その修正（パッチ等）の最新バージョンを適用することにより、ソフトウェアに対する最新のセキュリティ対策を行うこと。何らかのリスクにより最新化対応を講じることができなかったものに関しては、その理由、代替措置及び影響について神戸市に報告すること。
- (8) 情報処理推進機構（IPA）や JPCERT コーディネーションセンター等から随時セキュリティ問題に係る情報を入手するとともに、当該ウェブサイトに関わる緊急度が高い問題の場合は直ちに神戸市に報告の上、当該情報に基づく対策を講じることが必要か否かを協議すること。また、対応を講じなかったものに関しては、その理由、代替措置及び影響について報告すること。
- (9) ウェブサイトは 24 時間 365 日運用であり、緊急を要する業務については、委託者から連絡の有無を問わず、受託者は誠意と責任を持って可能な限り迅速に処置を行うよう努めること。また、緊急を要する場合について、平日以外や営業時間外も連絡がとれるような体制を持つこと。
- (10) 公開を一時的に停止する場合に備え、「只今、メンテナンス中」のアナウンスページを事前に準備すること。
- (11) 不具合並びに不正アクセスの症状が見受けられた際には、直ちに神戸市へ連絡し、以下の手順に基づき対応すること。また、原因を調査の上、報告書を提出すること。

<改ざんの有無の検査を実施>

#### ① 状況の確認

不具合並びに不正アクセスの症状が見受けられた際、若しくは、関係各署より通報が入った際には、優先的に下記の不正アクセスについての確認、調査をおこない、契約後に策定する「緊急連絡体制」に基づき、速やかに対応についての協議を行うこと。

#### 【確認内容】

- ・ 公開されているサイト情報の内容
- ・ サーバ内の不正なスクリプトの有無（HTML ファイル、JavaScript ファイル、PHP ファイル、CSS ファイル、Apache などの.htaccess ファイル、ディレクトリの全て）
- ・ サーバアクセスログ
- ・ サーバへの不正アクセスの有無（サーバ会社への確認）
- ・ 担当者コンピュータの確認

② サーバ上のデータ並びにシステムに不具合や改ざんが見受けられない場合  
サーバ上のデータ並びにシステムに不具合や改ざんが見受けられない際には、優先的に調査を行い、症状の起因分析等の状況確認をし、書面にて情報共有を行うこと。

③ 改ざんが見受けられた場合

ウェブサイトが明らかに改ざんされたと認識した場合、被害の拡大を防ぐために、ウェブサイトを一旦公開停止した上で、「只今、メンテナンス中」のページに表示を切り替え、原因の究明と対策後に正常なバックアップからの復元作業を実施して再公開すること。

(12) 管理画面（CMS）へのアクセスに関して、神戸市の IP アドレスは都度変動する仕様となっているため、管理画面へのログインには ID とパスワードによる制限を掛ける等、その他変動 IP アドレスでも対応可能なセキュリティ対策により不正アクセス及び改ざん防止策を講じること。

## 6. 著作権について

(1) 本業務の成果物及び電子データ等に含まれる第三者の著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 21 条から第 28 条までに規定する権利をいう。）、所有権その他の権利（以下「著作権等」という。）についての交渉・処理は、受託者が納品前に行うこととし、その経費は委託料に含まれることとする。

(2) 受託者は神戸市に対し、成果物が第三者の著作権等を侵害していないことを保証する。また、成果物が第三者の著作権等を侵害したことにより当該第三者から成果物の使用の差し止めまたは損害賠償を求められた場合、受託者は神戸市に生じた損害を賠償しなければならない。

(3) 本仕様書による業務により作成された有体物及び無体物（以下「成果物」という。）に係る著作権等は、神戸市に帰属、もしくは受託者は、神戸市に譲渡する。

(4) 受託者は、神戸市が必要に応じて成果物の変更、解除その他の改変を行うことを了承するとともに、神戸市の行為に対し著作者人格権を行使しない。

(5) 受託者は、神戸市の書面による承諾なくして成果物を目的外に利用し、又は第三者に提供し、若しくは利用させてはならない。契約期間等の終了の後又はこの契約が解除された後においても同様とする。

## 7. 瑕疵担保責任

本業務の運用開始後、ウェブサイトの不備があり、神戸市が修正の必要があると判断した場合は、受託者は速やかに不備の内容に関して調査し、回答すること。調査の結果、成果物に関して瑕疵などが認められる場合には、受託者の責任及び負担において速やかに修正を行うものとする。なお、修正を実施する場合において、修正方法等を事前に神戸市の承諾を得てから着手し、修正結果等について報告すること。

## 8. その他の留意事項

(1) 受託者は、本業務の全部または一部を第三者に再委託してはならない。ただし、事前に書面にて報告し、神戸市の承諾を得たときはこの限りでない。

(2) 本業務の契約履行期間の満了、全部もしくは一部の解除、またはその他契約の終了事由の

如何を問わず本業務が終了となる場合には、受託者は神戸市の指示のもと、本業務終了日までに神戸市が継続して本業務を遂行できるよう必要な措置を講じるため、業務引き継ぎに伴うシステム移行等に必要となる構成要素（ページやコンテンツ等）を円滑に提供できるようにすること。移行用のページやコンテンツ等の提供に係る費用は保守運用契約に含まれるものとし、新たな費用は発生しないものとして取り扱うこと。

- (3) 仕様書及び契約書に定めのない事項に関して、疑義が発生した場合は、神戸市と受託者において別途協議のうえ定めるものとする。